

「地方大学・産業創生法」^(※)の施行状況の検討に係る有識者会議 とりまとめについて

※地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律(平成30年法律第37号)

1. 概要

- 平成30年10月より、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」(地方大学・産業創生法)によって、令和10年3月末までの10年間、一部の例外を除いて、東京23区内の大学の学部の収容定員の増加が抑制されている。

【例外事項の例】

- スクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置
- 留学生や社会人の受入れ、
- 夜間・通信教育を行う学部・学科を設置する場合
- 収容定員増等について投資・機関決定等を行っている場合
- 専門職大学等の設置(新設制度のため、令和6年3月31日までの経過措置)

- 法附則において、令和6年3月末日までに、「専門職大学等の設置の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定されていることを受け、文部科学省の協力も得て内閣官房にて有識者会議を設置し、令和4年9月より検討を行い、令和5年2月の第三回有識者会議においてとりまとめを行った。

2. 委員

秋山 咲恵	株式会社オフィスサキ 代表取締役
大森 昭生	共愛学園前橋国際大学 学長
北畑 隆生	開志専門職大学 学長 兼 専門職大学コンソーシアム 会長
小林 浩	リクルート進学総研 所長 兼 リクルート「カレッジマネジメント」編集長
曄道 佳明	上智大学 学長
◎ 増田 寛也	日本郵政株式会社取締役 兼代表執行役社長
村岡 嗣政	山口県知事

(◎:座長)

「地方大学・産業創生法」^(※)の施行状況の検討に係る有識者会議とりまとめについて

※地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律(平成30年法律第37号)

3. とりまとめの要点

- 東京23区の定員増加抑制は、法施行までに定員増加を機関決定していた場合が除外されていたことなどから、所期の効果が出てくるのはこれからであり、引き続き適切な運用と状況の把握がなされるべき。
- 一方、高度なデジタル人材については、産業界からのニーズが極めて高く、需給バランスに著しい不均衡が生じている。以下の要件を満たすものに限り定員増加抑制の例外措置を講ずることを検討すべき。
 - ① 産業界からニーズ提示のある高度なデジタル人材を育成する情報系学部・学科の収容定員増であること
 - ② 収容定員増は、一定期間後に増加前に戻すことを前提とした臨時的な定員増に限ること
 - ③ 学生が東京圏外の地方企業等におけるインターンシップや研修等に一定期間参加するなど地方における就職促進策を組み込んだプログラムであること

※産業界の人材ニーズや地方大学の定員増の状況も考慮しつつ、地方公共団体関係者の参画も得て上記要件を確認
- 専門職大学等については、法施行後の特段の状況変更や他の大学と別扱いとする特段の事由がないことから、法の規定どおりに令和6年度から定員増加抑制の対象とすることが適当。(専門学校からのスクラップ&ビルドや高度デジタル人材に係る例外措置は大学と同様に適用。)
- 若者の地域における修学・就業の促進のため、地方大学・地域産業創成交付金をはじめ、地方大学の振興と地域の産官学による産業創成・雇用創出等取組を一層推進。
- コロナ禍で教育のオンライン化が進む中、地域での探究学修と都市部大学のオンライン学修を組み合わせた「地域分散型」の取組を推進。